

# 第2章 軍政による経済政策の展開

## 1. 市場経済化の政策展開の過程

旧体制下における「ビルマ式社会主义」経済政策は、経済ナショナリズム（パーマニゼーション）を基礎として、国営経済構造の確立を最終目標としていた。したがって国営経済構造の発展と保護が経済政策の基本であった。このため、海外からの民間投資を禁止するなどの鎖国政策、国営企業を擁護するための民間投資規制あるいは全般的な統制政策を探ってきた。

こうした鎖国・統制的政策によってミャンマー経済は、長期に亘って停滞した。とくに1980年代半ば頃からは、主要輸出商品である米の生産が停滞したことにより、外貨不足から、経済全体が落ち込み、1987年には、政府自ら、国連に対し L L D C（後発発展途上国）申請を行い、認可された。国内では慢性的なモノ不足、失業増加、そして物価上昇が続き、国民の不満はうっ積していた。

1988年7月から発生した民主化運動は、一面では、ネーウィン独裁体制に反対する政治的指向の強い運動であったが、その背景には、こうした破滅的な経済に苦しむ人々の不満があったことは間違いない。

同年9月に実権を握った現政権は、先述したとおり、政治的には議会制民主主義の復活を約束すると同時に、経済の長期停滞をもたらした「ビルマ式社会主义」経済の放棄を宣言して、市場経済化を進めると約束した。

これに基づく具体的な政策展開は、88年11月の「外資法」("Foreign Investment Law") が皮切りとなった。民間外資に門戸を開設するのは、1963年に外資の全面禁止をしてから、25年ぶりのことである。ミャンマーでは、約70年間にわたるイギリス植民地下で、その経済の大部分は外国人資本によって支配される構造が確立していた。すなわち、金融・大鉱工業資本は英国系、地主・金貸資本はインド系（印僑）、中小工業・商業・サービス資本は中国系（華僑）に

よって牛耳られていた。このため前政権の下で「ビルマ式社会主义」が選択され、これら外国人資本の国有化を柱とする経済ナショナリズムを実行した。したがって民間外資の導入も禁止されて、政治・経済両面に亘って閉鎖政策が実施された。

また国有化した外国人資本を軸として国営経済機構が整備され、いわゆる国家資本主導型の経済構造が確立され、同時にこの国営経済機構を育成、擁護するために統制的政策が実施された。こうして「ビルマ式社会主义」に基づく経済政策は、閉鎖的で統制的なものに終始していたのである。

軍政による一連の経済改革は「外資法」制定の後、次々に実施された。主な政策展開は次頁のようなものである。

このような市場経済化に向けての政策展開は、とくに 92 年以降具体化してきた。しかし政策的措置に伴う諸制度及びシステムの改編も実施されてはいるがまだ不十分な点が多い。行政制度、財政構造等の改善、人材育成システムの確立等に加え、いわば民間投資が促進される諸環境の整備が必要である。

## 2. 対外開放の進展

経済改革のもうひとつの柱である対外開放は、すでに指摘したように、民間外資の導入に踏み切ったことと、隣接国との国境貿易を公認化したことに集約される。民間外資導入の実態については、後述するが、1995 年 5 月末現在の海外からの投資は、合計 134 件（認可ベース）に達しており、累計投資額は 25.9 億ドルになっている。

民間外資については、1963 年の「企業国有化法」制定に基づき、当時登録されていた外資系企業は例外なく国有化（注 1）されて以降、外資系企業の存在は認められなかった。但し、1978 年に国営企業のコマーシャリゼーション（注 2）の流れを受けて、「互恵的経済協力」（Mutual Beneficial Economic Cooperation）という方法が生み出され、ドイツの機械メーカーと重工業公社（Heavy Industry Corporation）との間で、製品輸出・販売の合弁会社が設立された一件が例外としてあった。

（注 1：日系企業 5 社が含まれていた。 注 2：国営企業の経営合理化策が打ち出され、基本的には企業単位の独立採算制が導入され、国家財政からの補助金がカットされた）

## ●経済政策の推移 1988 – 1995 年

1988年 10月	・民間貿易の自由化
11月	・「外国投資法」制定 ・投資委員会（Myanmar Investment Commission）設立
12月	・隣接国との国境貿易の合理化
1989年 3月	・「社会主義経済政策」の放棄を発表 ・国営企業の独占を禁止する「国営企業法」公布
9月	・投資商業銀行（Myanmar Investment and Commercial Bank）設立
1990年 1月	・ミャンマー商工会議所再開
3月	・商業税法の公布
6月	・観光法公布
7月	・中央銀行法、金融機関法、農業・地方開発銀行法の公布
11月	・民間企業法の公布
1991年 10月	・家内工業振興法の公布
1992年 3月	・関税率法の公布 ・1992/93年を「経済の年」と宣言
5月	・外貨送金の自由化
6月	・預金銀行法の公布
9月	・純民間銀行第1号（Yadanabon Bank）開業
12月	・協同組合法公布
1993年 2月	・外貨証券（FEC）発行 ・計画・財務省の改編
3月	・93/94年を「全面開発の年」と宣言
4月	・開発委員会法公布
7月	・保険法公布
10月	・新観光法公布
12月	・中期国債の発行
1994年 3月	・ミャンマー市民投資法公布
10月	・国営企業の民営化方針発表 ・1996年を「観光の年」と宣言
1995年 1月	・国営企業民営化委員会発足
6月	・民間外資の投資件数 137 となる

1988年の民間外資導入決定に基づき、1991年末までに41社の合弁投資が行われたが、そのほとんどは、内陸油田開発と木材、漁業等の開発投資であった。製造業、観光、金融などの投資が開始されるのは94年以降である。

対外開放のもうひとつの柱は、隣接国との国境貿易の公認化である。89年1月にタイとの間で国境貿易協定を締結したのを皮切りに、中国、インド、ラオスとの貿易を開設、94年にはバングラデシュとの間にもルートが開設された。

この国境貿易は、1962年以降の「ビルマ式社会主義」体制下での鎖国政策により、一切禁止されていた。しかし、国内の慢性的モノ不足、失業を補完する行為として密貿易が、とくにタイとの間で大規模にあった。この密貿易は、「ビルマ式社会主義」政策の下で、経済実権を奪われた華僑、印僑達がひとつの生活手段として、また、国境付近に展開していたカレン族などの少数民族反政府軍の軍資金源としてかなり大規模に行われていた。

国境貿易を公認化すれば、こうした、いわば違法で反国家的な勢力の弱体化を図ることができるし、同時に国家収入増につながり、国内のモノ不足改善にもつながるとの読みが軍政にあった。

国境貿易は、公認化された直後から、とくに中国・雲南、タイとの間で活発化して、年々拡大していった。外貨不足に悩むミャンマーにとって、ハードカレンシー（米ドル）の介在を必要とせず、基本的にはバーターかあるいは、両国通貨で決済するため、この方法による取引が拡大したものと思われる。

1994年の国境貿易額は合計4.25億ドルに達しており、これは、ミャンマーの貿易総額の20.9%に当たる。とくに中国との取引は、国境貿易全体の63.5%を占め

表1 相手国別国境貿易額の推移（推計）

（単位：100万ドル）

	中国	タイ	インド	ラオス	バングラ デシュ	計
1992	104.0	79.0	3.5	0.2		186.7
1993	161.8	82.0	10.0	1.0	2.0	256.8
1994	270.1	113.6	30.0	4.0	7.0	424.7

（出所）ミャンマー政府提供資料より筆者が推計

ている。中国・雲南省からは、繊維製品、小型機械・農機具、家電、文具、医薬品、セメント、陶器等が輸入され、ミャンマーからは、米、干魚、果物、タバコ(葉)、漢方薬原料などに加え、海外からいったんミャンマーに陸揚げされた中古自動車が、雲南に再輸出されるケースまである。

またタイとの間では、前政権時代には、大規模な密輸行為として存在していたが、国境貿易の開設に伴い、タチレッ～メーサイ、ラノーン～コートウン間の正式ルートでの貿易が年々拡大しており、タイからは、家電、繊維、日用雑貨、各種部品、農業資機材などが輸入され、ミャンマーからは、木材、宝石、役・肉牛、水産物等が輸出される。

インド、バングラデシュ、ラオスとの間ではまだ規模は小さいが、近年インドから綿織布、小型機械、工具などの輸入が急増している。こうした国境貿易の開設、拡大はミャンマー国内のモノ不足を改善するとともに、国内の生産活動の活性化にインパクトを与えている。

ただし、ミャンマー国内での経済発展が進行すれば、こうした国境貿易も野放しにする訳にはいかなくなるだろう。国内産業の保護などのために、規制が設けられることも考えられる。

### 3. 民間投資と民営化

市場経済化のための基本的政策は、第一に国家統制を緩和し、取引の自由化を進めることがあった。前政権時には、全ての経済政策が、国営経済機構を擁護するためあり、そのため、国営企業主導の価格決定が行われ、大部分の取引は国家によって統制されていた。

こうした国家統制を緩和して、取引・価格の自由化を段階的に実施し、現在ではほぼ市場経済が原則的に機能するようになっている。しかし、いまのところ国営企業群は、一部の業務が民営化されて（とくに民間外資との合弁において）いるとはいえ、従来どおりの経営構造となっているため、国内には市場価格と国営企業との取引及び製品価格との二重構造となっている。

第二の政策措置は民間投資の規制緩和であった。この第一弾として、1989年3月に、国営企業の独占を禁止する「国営企業法」の改正法を公布した。これによると国防、郵政、鉄道などを除く全ての分野で民間部門での活動が許可されるこ

となり、民間投資奨励策が打ち出されていった。投資商業銀行（Myanmar Investment and Commercial Bank）の設立、ミャンマー商工会議所の再開、商業税法、民間企業法などの公布、また銀行制度の改編などである。これらの法的・制度的改正により登録民間企業が急増、1994年末の登録民間企業（注）は12,301企業となり、前政権時の1,212企業の10倍の数となった。

これらの国内民間企業は、初期段階では、商業、貿易業が大半を占め、第二段階で観光（含むホテル）、不動産、鉱山開発、運輸などが加わり、94年以降では、食品加工などの製造業、機械・自動車修理、レストランなどのサービス業、スーパー、リース・レンタル、民間銀行なども現れ始めた。これは、まだ件数的には少ないとはいえ、民間外資の進出状況とほぼ同じ様な傾向を示している。

第三に、国営企業の民営化を指摘しなければならない。前政権崩壊時には、国営企業は全部で49社あり、いずれも公社（Corporation）と名付けられていた。89年の国営企業法改正により、公社という文字が取り外された。またG N Pに占める国営部門生産額の比率は、94/95年度で22.2%と全体では90年以降もそれほど変化はないが、部門別では、鉱工業、金融、建設、商業などで減少率が大きい。

国営企業の民営化については、軍政としては基本的に実施したいとしてすでに、一部の国営企業を除いて「例外なき民営化」を宣言した。そしてこれに基づいて95年1月に、「民営化委員会」が設立され、軍政幹部がそのメンバーとなって、国営企業の民営化について具体的検討に入った。

国営企業は、もともとその大半が外資系企業を国有化したものであったが、日本の円借款などによる設備投資も続けられていた。しかし、少なくとも1978年の国営企業への国庫補助停止に伴う独立採算制（コマーシャリゼーションと呼んでいた）の導入によって、企業経営の合理化が図られたが、その経営体質は脆弱で、利益を計上している企業はきわめて少ない。市場経済化や対外開放による取引や価格の自由化によって、国営企業は自由競争の渦のなかに投げ出された。これまで独占的にしかも固定価格で取引できた国営企業には、自由競争に耐え、乗り越えていく経営マインドや体質はほとんどないといって良い。

こうしたなかで、一部国営企業では外資との合弁契約を行なって、部分的な民営化を実施する企業もあり、いずれにせよ民営化については、今後大きな課題と（注：株式及びパートナーシップ企業のみ、個人企業・家内工業は除く）

なる。

いまのところ、軍政は民営化の基本方針として、段階的な実施を表明するとともに、その方法も一括方式ではなく、企業ごとに適切な方法を選択するとしている。94年現在、国営企業に働く職員・労働者（パーマネント）は約60万人とされる。民営化が企業の経営合理化を伴うものとなれば、多くの職員・労働者が、その対象となり得る。それが社会不安を起こすことを軍政は怖れており、軍政下では一挙の民営化はおこなわないとされる理由である。

表2 所有形態別生産額構成比 (%)

	1989 / 90			1990 / 91		
	国営	協同組合	民間	国営	協同組合	民間
農業	0.2	5.2	94.6	0.2	3.6	96.2
鉱業	85.8	2.5	11.7	76.9	1.8	21.3
製造業	32.4	1.2	66.4	29.2	1.2	11.3
建設	85.5	0.9	13.6	87.5	1.2	11.3
金融	93.5	6.5	0.0	93.2	6.8	0.0
商業	26.0	5.5	68.5	26.0	5.6	68.4
全体	22.2	3.2	74.0	22.7	3.1	74.2
	1991 / 92			1992 / 93		
	国営	協同組合	民間	国営	協同組合	民間
農業	0.2	2.3	97.5	0.2	1.9	97.9
鉱業	73.2	1.7	25.1	63.2	1.2	35.6
製造業	29.1	2.1	68.8	28.1	2.5	69.4
建設	88.6	0.9	10.5	83.3	1.0	15.2
金融	90.8	9.2	0.0	89.4	8.6	2.0
商業	25.0	5.7	69.3	23.3	6.0	70.7
全体	23.3	2.7	74.0	22.1	2.7	75.2
	1993 / 94			(出所) Ministry of National Planning and Economic Development, Review of the Financial, Economic and Social Conditions for 1994 / 95		
	国営	協同組合	民間			
農業	0.3	1.1	98.6			
鉱業	68.5	0.9	30.6			
製造業	26.7	2.1	71.2			
建設	83.2	0.6	16.2			
金融	84.2	6.4	9.4			
商業	23.8	4.0	72.2			
全体	22.2	1.8	76.0			